

議第143号

京都市個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する  
寄附金を定める条例の一部を改正する条例の制定について

京都市個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金を  
定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年9月21日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する  
寄附金を定める条例の一部を改正する条例

京都市個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金を  
定める条例の一部を次のように改正する。

本則の表特定非営利活動法人古材文化の会の項中「京都市東山区本町十七  
丁目354番地」を「京都市山科区西野山階町35番地」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金が個人市民税の控除対象とな  
る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地の変更に伴い、規定を整備す  
る必要があるので提案する。